

報告第1号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年5月14日提出

新城市長 穂積亮次

専決第4号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月22日専決

新城市長 穂積亮次

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和2年2月13日 午後4時25分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 新城市玖老勢字山下地内 |
| 3 | 賠償する相手方 | 今泉道代 |
| 4 | 事故の概要 | 市営バスの車両を駐車した際、サイドブレーキの掛かりが弱く、無人のまま走行し、相手方の物置に衝突したため、物置が全損した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 458,990円 |

報告第2号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年5月14日提出

新城市長 穂積亮次

専決第3号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月20日専決

新城市長 穂積亮次

1	工 事 名	新城市東庁舎改修工事
2	工 事 場 所	新城市字東入船6番地1ほか
3	変更前請負契約金額	253,000,000円
4	変更後請負契約金額	257,899,400円
5	今回変更による増額	4,899,400円
6	契約の相手方	新城市城北一丁目1番地5 松建拓株式会社 代表取締役社長 加藤栄志